

沼津市税賦課徴収条例の一部改正について

沼津市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

沼津市税賦課徴収条例（昭和30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、静岡県知事又は静岡県教育委員会の所管に属するもの

第55条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第69条第3項中「について」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が第1項第3号又は前項の規定に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第69条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第129条の2第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が第1項第2号の規定に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第129条の2第3項中「によつて」を「により」に改める。

付則第6条の2を削る。

付則第12条の2中第26項を第28項とし、第23項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第22項を第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第12条の2中第21項を第22項とし、第14項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

付則第12条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第55条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の6第1項の改正規定、付則第6条の2を削る改正規定及び次条の規定
公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の
1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項
の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の沼津市税
賦課徴収条例第34条の6第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用につい
ては、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正す
る法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有す
るものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定によ
り特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税
法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地
方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条において「旧法」という。）附則第
15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税
については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日
から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在
快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、
なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31
日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等
の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

「提案理由」

地方税法等の一部改正に伴い、公益信託に係る寄附金税額控除の規定を改めるほか、
所要の改正を行うものである。